

羽生市地域子育て支援拠点管理運営業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月
健康福祉部
児童保育課

羽生市地域子育て支援拠点管理運営業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「羽生市地域子育て支援拠点(こどもひろば)管理運営業務に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

1 概要

(1) 委託業務名

羽生市地域子育て支援拠点事業業務

(2) 業務の目的

羽生市(以下「市」という。)では、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、公設の「こどもひろば」(以下「こどもひろば」という。)において、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所、また子育て相談や子育て講座等を行い、子育て支援の充実を図る。

(3) 地域子育て支援拠点

拠点名	所在地	面積
こどもひろば	羽生市中央3丁目7番5号 羽生市民プラザ内 1階	220.2 m ²

(4) 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※受託事業者は、令和9年4月1日の受託開始前に先がけて、市から業務の引継ぎを受けること。なお、引継ぎ期間の委託料の支払いは生じない。

(5) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

※業務詳細については、今後受託事業者と協議の上、変更する場合がある。

2 実施方式 公募型

3 委託料の上限

3年間の委託料総額及び年度毎の委託料の上限額は次のとおりとする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

委託料総額の上限額	年 度	年度毎の委託料上限額
39,400,000 円	令和9年度	13,000,000 円
	令和10年度	13,100,000 円
	令和11年度	13,300,000 円

4 スケジュール

事業者選定の基本的な流れは、以下のとおりとする。

① 公告・実施要領、仕様書等の提示	令和8年10月14日(水)
② 施設見学会参加申込締切	令和8年11月12日(木)午後4時
③ 施設見学会	令和8年11月18日(水)午後1時30分～3時
④ 質問受付期間	令和8年11月18日(水)～11月19日(木)
⑤ 全ての質問・回答内容の公表	令和8年11月24日(火)
⑥ 参加表明書の提出期限	令和8年11月27日(金)
⑦ 企画提案書の提出期限	令和8年12月7日(月)
⑧ プロポーザル審査日	令和8年12月15日(火)
⑨ 委託契約締結	令和8年12月下旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国内に事業所を置く法人又は団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地域子育て支援機能を充実させていくことに関して、知識及び意欲があり、経験が豊富な人材を有する法人等であり、かつ地域子育て支援拠点事業の管理運営実績が1年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 「羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成4年羽生市告示第9号)」に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 次に掲げる団体でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある者。
 - ③ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6 施設見学会

施設見学会への参加を希望する者は、提出書類に必要事項を記入の上、以下により参加の申込を行うこと。

- (1) 実施日時：令和8年11月18日(水) 午後1時30分から3時まで
- (2) 提出書類：「施設見学会参加申込書」(様式第1号)
- (3) 提出場所：〒348-8601

羽生市東6-15 羽生市 健康福祉部 児童保育課
電 話 048-561-1121
F A X 048-563-4581
電子メール hoiku@city.hanyu.lg.jp

(4) 提出方法 : FAX、電子メール又は持参

持参以外での提出については、必ず到着確認の電話をすること。

(5) 提出期限 : 令和8年11月12日(木)午後4時まで(必着)

(6) そ の 他 : 写真撮影を認めるが、来場者等の顔が映らないよう配慮すること。

参加者数は、1参加者につき2名以内とする。

見学は、担当者の説明及び指示に従うこと。

駐車場は施設3階又は屋上を利用すること。

7 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書その他に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめて、以下により質問を行うこと。

(1) 質問受付

① 受付期間 : 令和8年11月18日(水)から11月19日(木)午後4時まで(必着)

② 照 会 先 : 施設見学会参加申込書の提出先と同じ

③ 提出方法 : 「プロポーザル質問書」(様式2号)をFAX、電子メール又は持参により質問すること。

持参以外での提出については、必ず到着確認の電話をすること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問回答

① 質問回答日 : 令和8年11月24日(火)

② 回 答 方 法 : 全参加者へ電子メールにより行う。

8 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出書類に必要事項を記入の上、次のとおり参加の意思表示を行うこと。

(1) 提出書類 : 「参加表明書」(様式第3号)

(2) 提出場所 : 施設見学会参加申込書の提出先と同じ

(3) 提出方法 : 持参又は到達が確認できる方法(簡易書留、レターパック等)での郵送とする。
持参の場合は、平日の午前9時から午後4時までとする。

(4) 提出期限 : 令和8年11月27日(金)午後4時まで(必着)

9 企画提案書

「参加表明書」を提出した者は、企画提案書及びこれと同時に提出を求めるその他の書類(以下「企画提案書等」という。)を、以下により提出すること。

なお、提出は1参加者につき1提案とする。

また、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであ

り、本要領において記載された事項については、参加者の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえた上で、企画提案書等の中で必ず記載すること。

(1) 企画提案書の構成

①地域子育て支援拠点事業について

- ・運営理念、基本方針

②子育て支援について

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流促進について
- ・子育て等に関する相談、援助の実施について
- ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施について

③事業実施体制について

- ・職員の採用について
- ・雇用の考え方(資格、経験、継続雇用等)
- ・職員の勤務体制及び配置計画(統括責任者の確保、資格の有無等を含む)
- ・職員の賃金体系について
- ・職員の育成について
- ・バックアップ体制(欠員補充等)について

④リスクマネジメントについて

- ・事故防止、安全対策について
- ・個人情報の管理について
- ・防災対策及び災害時の対応と体制について

⑤実績

- ・社会福祉事業、地域子育て支援拠点事業の実績

⑥その他独自提案等

- ・独自方針、独自提案
- ・自己評価の実施

⑦ 提案見積書及び積算内訳書

※全期間の業務委託金額及び各年度の業務委託金額を記載すること。

⑧「法人概要書」(様式第4号)

⑨「地域子育て支援拠点事業実績」(様式第5号)

(2) 企画提案書の様式

⑧「法人概要書」及び⑨「地域子育て支援拠点事業実績」以外は、全て任意の様式とする。

(3) 企画提案書の規格

A4判、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じとし、下段にページ番号を付してA4判フラットファイルに綴じること。

企画提案書の総ページ数は、30ページ以内とする。

なお、A3判(片面印刷)による折込みページの挿入は可とするが、その場合は1枚につき2ページ扱いとする。

(4) その他の提出書類

- ① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し

※提出日前3か月以内に取得したもので、現状を反映しているもの

- ② 財務諸表等

※直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(又は利益処分計算書、損失処理計算書)

- ③ 消費税及び地方消費税に係る「未納の税額なしの証明書」の写し

※申告先の税務署が発行する提出日前3か月以内の納税証明書様式「その3」・「その3の3」(法人)のいずれかの写し

- ④ 「誓約書」(様式第6号)

- ⑤ 法人の定款等基本規則の写し

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年12月7日(月)午後4時まで(必着)

- ② 提出部数：7部(ただし、上記(4)その他の提出書類①から⑥までは各1部)

- ③ 提出場所：施設見学会参加申込書の提出先と同じ。

- ④ 提出方法：持参

- ⑤ その他：提出後の書類の差し替え及び追加、修正は認めない。

10 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により「羽生市地域子育て支援拠点事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」が審査する。

(1) プロポーザル審査

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その結果により採点し、最優秀者を選定する。

- ① 開催日時：令和8年12月15日(火)午後1時30分から

※各参加者の開始時間は、事前に別途通知する。

- ② 開催場所：羽生市役所3階 301会議室

- ③ 出席者：出席者は、4名以内とすること。

- ④ 所要時間：提案内容の説明は20分以内とし、その後の質疑応答も含めて全体で30分以内とする。

- ⑤ 備品の使用：パソコン等機器を使用する場合は、各参加者で用意すること。プロジェクター(HDMIケーブルを含む)及びスクリーンは市が用意する。

- ⑥ その他：プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に実施し、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2) 審査結果

審査結果は、審査終了後、速やかに文書で通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

なお、審査結果については参加事業者名秘匿により評価点のみ公表するが、本プロポーザル参加者数が2者以内であった場合は、優先交渉権者の評価点のみの公表とする。

(3) 契約締結

審査終了後、本プロポーザル審査において最優秀者となった者を契約の優先交渉権者とし、再度の見積りにより、羽生市地域子育て支援拠点管理運営業務委託契約を予算の範囲内の額をもって締結する。

ただし、優先交渉権者が契約締結までの間、本実施要領における参加資格を有しなくなった場合又は契約の締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザル審査結果で次点の者に契約交渉権が与えられるものとする。

なお、上記の再度の見積額は、企画提案時の見積額を上回ってはならない。

提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

11 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- ① 企画提案書等の提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- ④ 特別な理由なく、プレゼンテーションの開始時間に遅れた場合
- ⑤ 本実施要領に定めた手続以外の手法により、「羽生市地域子育て支援拠点事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」の審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
(審査の公平性を害する行為があった場合)
- ⑥ その他、本実施要領に違反した場合

(2) その他

- ① 本プロポーザルに関する企画提案書等の提出書類の作成、提出等に関する費用は、全て企画提案書等を提出する者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを中止する場合においても、それに要した費用を羽生市に請求できないものとする。

- ② 提出された全ての書類は返却しない。
- ③ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。

ただし、契約の優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市が契約の優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその

一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。

- ④ プロポーザル審査結果における得点が同数の場合は、提案見積金額の低い者を契約の優先交渉権者とする。ただし、それでも決定しない場合は、くじ引きによる。
- ⑤ 参加表明書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第7号)を提出すること。
- ⑥ 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。